

にじのいろ 身体拘束等の適正化のための指針

1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

障がい者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援、福祉サービスを提供していく。そのための身体拘束防止に関しての次のように定め、すべての職員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を容認する考え方はしない。
- (5) 全員の強い意志で支援の本質を考えることにチャレンジする。
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (7) 利用者の人権を最優先に考慮する。
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- (9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- (10) やむを得ない場合、利用者・家族に十分な説明を行って身体拘束を行う。

2 身体拘束等適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

①身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

障害者虐待防止法の観点から「身体拘束等適正化委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 身体拘束等適正化のための指針の整備に関すること。
- (2) 身体拘束等適正化のための職員研修の内容に関すること。
- (3) 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- (4) 身体拘束等の必要性の検討
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

②委員会の構成員

身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要事項を記録します。

なお「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が認められていますが、これは、①「切迫性」、②「非代替性」、③「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きがきわめて慎重に実施されている場合に限りまゝす。同時に、緊急性の高い場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先します。

○やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

①切迫性

利用者又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命又は身体が危険に去られてる可能性が高いことを確認する必要がある。

②非代替性

身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する支援の方法が無いこと。

「代替性」を判断する場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを、複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も利用者の状態像等に応じて、最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

③一時性

身体拘束その他行動制限が一時的なものであること。

「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な、最も短い拘束時間を想定する必要がある。

客観的な事実確認の結果、身体拘束者が職員等であったことが判明した場合には、役職位を問わず、厳正に対処します。

○やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

①事業所による決定と身体拘束に関する説明諸島への記載。

・やむを得ず身体拘束を行う時には、身体拘束適正化委員会等で慎重に検討し決定することとし、基本的には個人的判断では行わないようにします。

・身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の様態及び緊急やむを得ない理由を記録します。身体拘束適正化委員会等において、身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定します。この際も最優先は、利用者個別のニーズに応じた個別支援を検討するというこゝです。

○「3 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、外部機関から提供される身体拘束に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常にその向上に努めます。

○身体拘束廃止をきっかけに「より良い支援」の実現を目指す。

日々の支援の中で「言葉による拘束（スピーチロック）」にも充分配慮しながら、利用者本位の心のこもった「より良い支援」の実現をします。

○身体拘束適正化の義務内容

- ・身体拘束等について必要な記録を行う。
- ・身体拘束等適正化委員会の設置、年1回以上の委員会開催、検討結果の職員への周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための指針整備
- ・職員に対し、身体拘束等適正化のための研修実施（年1回以上）

8 この指針は、令和5年4月1日から実施します。

にじのいろ 身体拘束等適正化委員会

身体等拘束適正化委員会の役割

1. 身体拘束等適正化のための研修計画作りと職員研（ストレスチェック含む）
2. 身体拘束等適正化のための指針の整備と見直し
3. 事案発生時の対策と検証、再発防止検討と効果の評価と職員への周知
4. 身体拘束等の原因の改善状況の当事者（家族を含む）への報告と職員への周知
5. 事案発生時、支給決定市区町村への報告

身体拘束等適正化委員会

役職			具体的職務内容
委員長	職責	管理者 （代表取締役）	・身体拘束等改善と対策の進捗の把握 ・身体拘束等の内容及び原因、解決策の検討 ・身体拘束の必要性の是非検討 ・身体拘束等に関する取り組みの軌道修正 （※改善状況が芳しくない場合）
	氏名	白川 恵	
	役割	虐待に関する最終責任者	
副委員長	職責	サービス管理責任者 （虐待防止受付）	・支援改善検討事案の選定 ・支援改善方針のクオリティーの確認 ・各職員のチェックリストの実施 ・身体拘束等の必要性の是非検討 ・身体拘束に関する適正化について検討
	氏名	山本 由加	
	役割	虐待防止委員会全体の推進責任者	



生活支援員	賃金向上達成指導員	生活支援員	職業指導員	職業指導員
三浦 大貴	小山内 咲子	山本 忍	山本 義秀	池野ひかる
B型	A型	A型	A型	B型
委員				